

毎週火、金曜日発行（但休日当る日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

（曜日）

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◇告示 土地収用法に基づく土地細目等の公告の申請保安林の解除予定
- 教育職員の免許状の授与
- 新たにちなおうとする土地改良事業の認可
- 町営土地改良事業の認可
- 土地改良区の成立
- 牛の結核病検査等の実施

## 規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二中（一）の項を次のように改める。

（一）鳥取県改良普及員資格試験条例に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第七号

鳥取県知事石破二朗から土地細目及び権利細目の公告の申請があつたので、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十三条及び第百三十八条において準用する同法第三十三条の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 収用しようとする土地の所在、地番及び地目  
倉吉市巖城字安田開 二七〇ノ一 田

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡福部村大字細川字高浜九二〇ノ一七

〃 字井木渡り 一二九 田

二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

〃 字土井の上 三六〇ノ二 田

三 解除の理由  
指定理由の消滅

〃 三六四ノ二 田

鳥取県告示第九号  
教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第  
五条の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授  
与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

〃 字井木渡り 一二九 田

鳥取県告示第八号  
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け  
たから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第九号  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
免許状の種類 番号 氏 名 本籍地 授与年月日  
幼稚園教諭一級 昭三八 幼一普 新出絹江 鳥取県 昭和三十  
普通免許状 第一号 年十二月二  
十五日

昭和三十九年一月十四日

昭和三十九年一月十四日

鳥取県告示第十号

細川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとす  
る土地改良(客土)事業は、土地改良法(昭和二十四年  
法律第百九十五号)第四十八条第三項において準用する  
同法第十条第一項の規定により、昭和三十九年一月十四  
日認可した。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十一号

鳥取市越路土地改良区から申請のあつた新たに行な  
うとする土地改良(農道)事業は、土地改良法(昭和二  
十四年法律第百九十五号)第四十八条第三項において準  
用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十九年一  
月十四日認可した。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十二号

西伯郡淀江町から申請のあつた町営土地改良(稻吉農  
道橋改良)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百  
九十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法  
第十条第一項の規定により、昭和三十九年一月十四日認  
可した。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十三号

西伯郡西伯町大字福成一〇番地 亀尾忠治ほか三十  
一人の者から申請のあつた天津土地改良区は、土地改良  
法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十条の規定によ  
り昭和三十九年一月十四日成立した。

昭和三十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十四号



|      |        |                 |
|------|--------|-----------------|
| 二十七日 | 三十日    | 米子市、成実          |
| 二十八日 | 三十一日   | 尚徳              |
|      |        | 五千石、巖           |
|      |        | 会見町 手間          |
|      |        | 境港市 中浜          |
| 二十九日 | 二月一日   | 西伯町 法勝寺、東長田、上長田 |
| 二十日  | 一月二十二日 | 中山町 赤坂          |
|      |        | 中尾、殿、河内         |
| 二十三日 | 二十五日   | 名和町 旧奈和、奈和      |
|      |        | 大山町 坊嶺、佐摩       |
| 二十七日 | 二十九日   | 高麗              |
|      |        | 畑               |
| 二十九日 | 三十日    | 淀江町 稻吉、富繁       |
|      |        | 淀江              |
| 三十一日 | 二月三日   | 大山町 所子          |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目  
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
 (定価) 一月 二五〇円 (送料共)